

平成30年5月14日

各 位

会社名 株式会社明電舎
代表者名 取締役社長 浜崎祐司
(コード番号 6508 東証第1部
名証第1部)
問合せ先 広報・IR部長 古川 和彦
(TEL: 03-6420-8100)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年5月14日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更に係る定款の一部変更について決議するとともに、平成30年6月27日開催予定の第154期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、これらはいずれも、本定時株主総会において株式併合に関する議案が可決されることを条件に、平成30年10月1日をもって効力が生じることといたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家の利便性向上等を目的として、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を踏まえ、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本件に係る定款の一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行うものです。ただし、この定款の一部変更は、下記2. に記載の株式併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成30年10月1日をもってその効力が生じることとしております。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記1. に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を考慮し、当社株式を株主のみなさまに安定的に保有していただくことや、中長期的な株価変動等も勘案し、株式併合を実施することといたしました。

なお、発行可能株式総数については、株式併合の割合に応じて、現行の5億7,600万株から1億1,520万株に変更されます。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の割合

平成30年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数について、5株を1株の割合で併合いたします。

③併合後の発行可能株式総数

1億1,520万株（併合前：5億7,600万株）

なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法第182条第2項の定めに基づき、本株式併合の効力発生日（平成30年10月1日）に、上記のとおり変更したものとみなされます。

④併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成30年3月31日現在）	227,637,704株
株式併合により減少する株式数	182,110,164株
株式併合後の発行済株式総数	45,527,540株

(注) 「併合により減少する株式の数」及び「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合の割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

本株式併合を行った場合、5株未満の株式を所有する株主様221名（その所有株式数の合計は333株）が株主たる地位を失うこととなります。なお、本株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増」又は「単元未満株式の買取」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社又は当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

【株主構成】

(平成30年3月31日現在)

所有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	14,957名（100.00%）	227,637,704株（100.00%）
5株未満所有株主	221名（1.48%）	333株（0.00%）
5株以上所有株主	14,736名（98.52%）	227,637,371株（100.00%）

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、上記2.に記載の株式併合に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成30年10月1日をもって以下のとおり変更されます。

(下線は変更箇所を表示しております。)

現行定款	変更後
第5条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>5億7千6百万株</u> とする。	第5条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億1,520万株</u> とする。
第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

4. 主要日程

平成30年 5月14日（月） 取締役会（単元株式数の変更及び株主総会招集決議）
平成30年 6月27日（水） 第154期定時株主総会
平成30年 9月25日（火） 1,000株単位での売買最終日
平成30年 9月26日（水） 100株単位での売買開始日
平成30年10月 1日（月） 単元株式数の変更及び株式併合並びにこれらに伴う
定款一部変更の効力発生日

(ご参考)

上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成30年10月1日ですが、株式の振替手続との関係上、各証券取引所における株主のみなさまによる当社株式の売買は、平成30年9月26日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位（100株）及び本株式併合を反映した株価にて行われることとなります。

以上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

(ご参考)

単元株式数の変更及び株式併合についてのQ & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式にすることです。当社では、5株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、投資家の利便性向上等を目的として、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を踏まえ、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。あわせて、単元株式数の変更後も、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を考慮し、当社株式を株主のみなさまに安定的に保有していただくことや、中長期的な株価変動等も勘案し、株式併合を実施することといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 4. **【所有株式数について】**

株主様の本株式併合後の所有株式数は、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた数（1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます）となります。

なお、本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じて交付いたします。

【議決権数について】

本株式併合によって、各株主様の所有株式数は5分の1になりますが、あわせて単元株式数の変更（1,000株から100株への変更）を行うため、議決権数は併合後の所有株式数100株につき1個となります。株主様の所有株式数及び議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000株	2個	400株	4個	なし
例②	1,013株	1個	202株	2個	0.6株
例③	500株	なし	100株	1個	なし
例④	102株	なし	20株	なし	0.4株
例⑤	1株	なし	なし	なし	0.2株

- ・ 例②及び例④では、単元未満株式（効力発生後において、例②は2株、例④は20株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買増又は買取制度がご利用できます。
- ・ 例②、例④及び例⑤において発生する端数株式相当分（例②は0.6株、例④は0.4株、例⑤は0.2株）につきましては、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。
- ・ 例⑤では、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引されている証券会社にお問い合わせください。

Q 5. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 5. 本株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増制度又は買取制度をご利用いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることが可能です。具体的なお手続きについては、お取引のある証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響はありますか。

A 6. 本株式併合により株主様の所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本は変わらないため、株式1株当たりの資産価値は5倍になります。株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様の所有株式の資産価値に変動はありません。

Q 7. 受け取る配当金額への影響はありますか。

A 7. 本株式併合により株主様の所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後は、併合割合（5株を1株に併合）を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等の他の要因を別にすれば、株式併合を理由として受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式については、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 8. 株主は何か手続きをしなければならないですか。

A 8. 特段のお手続きの必要はございません。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 9. 次のとおり予定しております。

平成30年 6月27日（水） 第154期定時株主総会

平成30年 9月25日（火） 1,000株単位での売買最終日

平成30年 9月26日（水） 100株単位での売買開始日

平成30年10月 1日（月） 単元株式数の変更及び株式併合並びにこれらに伴う
定款一部変更の効力発生日

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合並びに単元未満株式の買増・買取に関し、ご不明な点は、お取引のある証券会社又は以下株主名簿管理人までお問い合わせください。

当社の株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同連絡先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話番号：0120-782-031（フリーダイヤル） 受付時間：午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）

以 上